

長崎県迷惑行為等防止条例が 一部改正されました!!

ハイテク機器等の進展に伴い、特殊な小型撮影機器やカメラ機能付き携帯電話等を使用した悪質巧妙な手口の盗撮事件が増加傾向にあるため、今回、本条例に盗撮（撮影）行為やのぞき見行為の形態を具体的に規定して、犯罪の抑止を図るとともに、より適正な取締りを推進することを目的に改正し、12月7日から施行されます。

主な改正点

- 公共の場所・乗物において、「撮影（盗撮）」すること
- 公共の場所・乗物において、「透かして撮影する方法（透視）」によって映像を見たり撮影すること
- 公衆浴場や公衆便所等「公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態である場所において、当該状態である人の姿態を「のぞき見」たり「撮影」することなどの禁止規定を追加・新設しました。

※ 被害に遭わないための防犯対策に心掛けましょう。 ※

外出時の注意

- 狙われやすい女性は？ ●○
- 狙われやすい時
 - ・ 混雑した電車やバスの車内
 - ・ 買い物に集中している時
 - ・ 階段やエスカレーターで上っている時などで、犯人は一人である女性を狙う傾向があります。
 - 路上や屋外では
 - ・ 携帯電話を操作しながら通行している女性
 - ・ 音楽を聴きながら通行している女性
 - ・ 背後の人の気配を気にしない女性など、周囲を警戒しない女性を狙う傾向があります。

被害に遭わないためには

- 遠回りでも、人通りの多い明るい道を通る
- 携帯電話を操作したり、イヤホンで音楽を聴きながら通行しない
- 背後に人の気配を感じたら、警戒する
- 一人歩きは避け、夜は家族に迎えに来てもらったりタクシー等を利用する
- 防犯ブザーを携帯し、周囲に見える場所につける
- 万一被害に遭ったときは、大声を出し、周囲に助けを求める

「私は大丈夫」と思わない!!

被害に遭ったり、不審者を目撃したときは、 すぐに110番通報を!!